

定例教育委員会会議録

平成28年3月25日

境港市教育委員会（平成28年3月25日委員会会議録）

招集年月日 平成28年3月25日 15時30分

招集場所 市役所第一会議室

開 会 15時30分 委員長宣言

出席委員 ① 佐々木 邦広 ② 谷田 真基
③ 酒井 伊津子 ⑤ 永井 美央
⑥ 赤石 有平

委員長から説明のため出席を求められた者

教育委員会事務局長 藤 川 順 一
学校教育課長 山 本 淳 一
学校教育課補佐 高 濱 禎 彦
学校教育課補佐 遠 藤 彰
生涯学習課長 黒 崎 享
教育総務課補佐 小 川 博 史
教育総務課係長 古 徳 健 雄

傍聴者数 なし

会議書記 教育総務課係長 古 徳 健 雄

提出議案 議案第 6号 平成28年度境港市学校教育推進の重点
について
議案第 7号 境港市境公民館長の任命について
議案第 8号 境港市余子公民館長の任命について
議案第 9号 境港市公民館運営審議会委員の委嘱につ
いて
議案第10号 境港市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第11号 教育長に対する事務委任規則の一部を改
正する規則の制定について

協議事項 3月定例会市議会教育委員会関係質問答弁について
その他

報告事項 3月の行事報告、4月の行事予定など

酒井委員長

定刻になりましたので、ただいまから3月の定例教育委員会を始めます。議案第6号、平成28年度境港市学校教育推進の重点について説明をお願いします。

佐々木教育長

例年、境港市学校教育推進の重点については、10項目を挙げていますが、それを整理し大きく4項目としております。その中心として「小中学校一体となって9年間で教育目標を達成しよう」を重点として掲げています。

「すべての子どもたちの命と身体、人権を守る学校づくり」の中では、安全教育・防災教育を行うとともにQUの結果を自分たちで分析し学校生活の状況を把握します。いじめ問題については、児童生徒自ら話し合う学級活動等を推進し、早期発見・早期対応できる職員体制を構築します。

「すべての子どもたちが、希望と喜びをもって通学できる学校づくり」については、不登校等への組織的な対応、企画力を育む児童会・生徒会活動、あいさつ運動等を行います。先日、新聞に福米中学校の取り組みが掲載されましたが、中学生が小学校に出向いていじめ問題についての情報交換を行い、小学生へ指導助言を行ったとのことでした。小中学校一体となった9年間のことを考えると、これも工夫のひとつです。

「すべての子どもたちに、夢の実現につながる学力をつける学校づくり」では、学力検査等の分析結果を小中学校で共有し、一人ひとりの課題については保護者と共有します。言語活動を重視した指導、自分の考えをまとめ表現する指導、英語科を中心とした小・中・高の連携を行い、全国学力学習状況調査の結果も引き続き公開してまいります。小学校5段階評定については、現在小学校7校のうち3校が実施しておりますが、文章での評価は割愛して、教員には評定を行う上での基準を整備し、きちんとデータが示せるよう指導を行っております。GTECとありますのは英語コミュニケーション能力を測定するテストであり、導入を予定しています。文部科学省では中学卒業で英検3級程度という目標を示しておりますので、既にGTECを導入している境高校と連携して取り組みたいと考えてお

ります。また、GTECを扱っているベネッセには、本市から教員を派遣し分析方法等を研修しています。

「すべての子どもに豊かな心を育む家庭、地域、学校づくり」としてしていますのは、とにかく地域としっかり触れ合うということです。学校関係者評価や学校公開日等を実施するとともに、道德の時間を要とした道德教育の推進、図書館教育の充実、学校だよりやWebページによる迅速な情報発信を行います。最近は学校のホームページもかなり速いペースで更新していますので、ぜひご覧ください。

酒井委員長

何か質問等がありますでしょうか。

永井委員

個人的には10項目を設けていた今年度分のほうが分かりやすかった気がしていますが、来年度はより絞ったという説明だったかと思います。特に、今年度は道德の時間を要とした道德教育の推進で一項目設けてあったのは、道德が教科化されるのを見越してのことで、いくつかの実践項目も挙げてあったかと思います。それが吸収されているように見えるのは、今年度ある程度形ができ、十分に仕上がったためということなのではないでしょうか。

佐々木教育長

そのようなことではございません。10項目もひとつの形でしたが、引き続き各学校で工夫して取り組んでいただきたいと考えております。道德教育と道德の時間は別のものでして、道德教育は教育活動全般で行うもので、社会科の授業の中で街に出かけ様々な体験を通じて道德を身に付けるものです。道德の時間は1年間で35時間と決められ、資料を使いながら勉強するのですが、直接自分の体験と重なっている訳ではありません。道德の時間を要にして、自分が体験した道德的な価値について整理することが、道德の時間の評価になります。

永井委員

小中連携から一步踏み込んで、今年度は小中一貫型教育へというスローガンが入っていましたが、引き続き小中一貫型教育という言葉も明文化したほうが、より強く感じる

ことができるので検討していただければと思います。

もう一点確認ですが、小学校卒業生への宿題とありますが、内容を教えていただけますでしょうか。

佐々木教育長

小学校は進学試験がありませんので、卒業式から入学式までの間、中学校にお願いをして小学校卒業生へ宿題を出してもらっています。小学校6年間で覚えておかなければならない漢字や間違えやすい計算等を宿題として出いただき、入学後に簡単なテストを行うと中学校でのスタートが変わってきます。中学校から出された宿題なので意欲を持って取り組むこともできます。

赤石委員

今年度の重点目標について検証することも大事ではないでしょうか。「小中学校一体となって9年間で教育目標を達成しよう」が来年度の重点になっていますが、小学校と中学校それぞれに目標があってもいいのではないのでしょうか。これから校区審議会でも協議するにもかかわらず、小中一貫校が既成事実であると誤解されないのでしょうか。

佐々木教育長

今年度の重点目標に小中一貫型教育という言葉を使いましたが、これまでも小中連携を掲げていますが、具体的な取り組みをしていかないと教育目標の共有化については難しい。この度の寒波の際、誠道小学校の児童が第二中学校に出掛けていき授業を行いました。中学生にもいい効果があります。中学校に入ると勉強についていけなくなるといった中一ギャップにならないよう、小中学校が互いに行き来をすることでいった仕掛けをしていく必要がある。例えば第三中学校の生徒は、渡小学校と外江小学校に出掛けて行って、玄関前であいさつ運動を行っています。

酒井委員長

児童会・生徒会活動の土台となる、学級経営か学級づくりといった文言を入れていただきたいと思いました。学級経営がしっかりしていてこそ児童会・生徒会活動が活性化していくのだと思います。

もう一点、地域という表現は入っていますが、家庭教育

の充実も大事だと思っております。学校教育推進のための重点目標ではありますが、学校として家庭との連携という面も強く押し出していくことも必要だと思いました。

永井委員

そのとおりだと思います。ただ学校現場でどうやって家庭の教育力を高めるのかということは難しいことなので、PTAもうまく活用していただいて、発信し続けるしかないのかと思います。

佐々木教育長

ご指摘の点を修正し、小中学校にお示しします。

今現在、小学5、6年生は委員会の長を互選で選ぶことはありますが、学校をまとめる児童会長は存在していません。主権者教育も言われる中で、小学校から選挙をして、どの子にも委員会で色々な役割をして経験を積ませる。その中で中学校にあがったらリーダーになりたいという生徒たちが手を挙げて生徒会長に立候補し、実際に選挙で使用する投票箱を使用して投票を行うといったことは、発達の過程で大きな問題になることはないかと思えます。

赤石委員

児童会はあるもので、未熟だとしても組織やリーダーといったものは当たり前だと思っていました。

永井委員

小学校から色々な経験をし、中学校で選挙という形の中で、実際に立候補して自分自身の能力に気付ける子どももいるでしょうから、経験としてはいいことだと思います。

酒井委員長

小学校では委員会活動の時間も以前より減ってきているので、その中での各委員長の役割が重要になってきています。また、委員長と3、4年生からは学級代表、1、2年生は担任で構成される代表委員会というものがあります。そこでは、学校内における諸問題の提案をして全校で取り組むということも行っています。

佐々木教育長

ご意見が出たことは学校のほうにも伝えさせていただきますし、市長も同様の意見をお持ちです。教育委員会が各

学校に強制すべきことではないのかと思ったりもしますが、子ども達自身がしっかり知恵を出して、学校を良くしていくことは大切だと思います。

中学校の生徒会役員を見てみますと、不思議なことに小学5年生で伊平屋島に行った子や、中学校の研修で中国や東北に行った子が大きな人数を占めています。このような体験をしながら、できるという自信を育んでいくのだと感じています。

酒井委員長

確かに伊平屋島を体験した子ども達は、行く前と行った後であいさつや報告の話にしてもぜんぜん違います。

佐々木教育長

伊平屋島にしても東北研修でもそうですが、あの期間だけでなく、何回か土曜日に集まって事前学習をしてから行っていますし、中学生は帰ってきてから全校生徒の前で報告発表を行います。もし機会がありましたらご覧いただければと思います。

酒井委員長

それでは議案第6号、平成28年度境港市学校教育推進の重点については、承認ということよろしいでしょうか。(異議なし)では承認ということをお願いします。

続きまして、議案第7号境港市境公民館長の任命と議案第8号境港市余子公民館長の任命について説明をお願いします。

生涯学習課長

まず議案第7号は、境港市境公民館長の任命についてでございます。現在館長をいただいている山田さんのほうが4月末で任期がまいりますので、引き続き山田さんを任命したいと考えています。今回で3期目ということになります。

次に議案第8号、境港市余子公民館長の任命についてですが、同様に4月末で任期がまいりますので、引き続き阿部さんをお願いしたいと考えており、今回の任命で2期目になります。

酒井委員長

質問等がありますでしょうか。それでは議案第7号及び議案第8号については、承認ということによろしいでしょうか。（異議なし）では承認ということをお願いします。

議案第9号境港市公民館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第9号、境港市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。今回平成28年3月末で任期が切れるということで、新たに平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間、公民館運営審議会委員に委嘱するものです。委員の定数は、条例で15人以内と規定されておりまして、境公民館等15人に満たないところもありますが、追加の委員が決まり次第、委嘱したいと考えております。また境公民館については、境小学校の校長先生が3月末で退職ということですので、手続きを経て、次回定例会に議案として提出させていただきたいと思っております。

酒井委員長

質問等がありますでしょうか。それでは議案第9号については、承認ということによろしいでしょうか。（異議なし）では承認ということをお願いします。

では議案第10号境港市スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第10号、境港市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。スポーツ推進委員は、昔は体育指導委員という名称でしたが、法律が改正となり今のスポーツ推進委員となっております。こちらも任期が2年間でございます。各公民館長が推薦するという形式をとっておりまして、推薦をいただいた方々を委員として委嘱するものです。当初委嘱年度が奇数の方々は、前職の委員が辞められてその代わりに委嘱されています。委員には市民運動会に参画していただいたり、各種ボランティアに出ていただいたりといった活動にご尽力いただいております。

酒井委員長

それでは議案第10号について、質問等がありますでし

ようか。承認ということによろしいでしょうか。（異議なし）では承認ということをお願いします。

議案第11号教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

教委事務局長

議案第11号は、教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。まず教育長に対する事務委任規則ですが、これは教育委員会の権限のうち教育長に委任する範囲を定めたものでございます。規則に掲げられた事務を除く権限を、教育長に委任するのですが、その中の第9号「異議申立て」を「訴訟及び審査請求」に改めるものです。この度行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日に施行されますが、不服申立構造の見直しが大きな柱となっております。

これまでは「異議申立て」しかできませんでした。具体的には就学援助の申請を行い不認定となった場合、この行政処分に対する不服があると教育委員会に「異議申立て」を行うこととなります。処分庁である学校教育課からの説明を受ける機会はなく、口頭意見陳述については教育委員会の場で申立人から主旨を聞くだけにとどまっております。今回の改正により、学校教育課から不認定の理由等について説明を受ける機会が設けられるということと、質問ができるということになりますので、公正性の向上の観点からも有意義な見直しが行われたということです。

永井委員

数年前に就学援助の不認定について「異議申立て」があり、申立人から状況報告がありましたが、そこまで終わっていたということですね。

教委事務局長

適正に行政処分が行われているという判断だったかと思いますが、今後は「審査請求」に変わりますので、審査請求人が意見を求めたり、処分庁が答弁をしたりということが行われます。

赤石委員

これからは「審査請求」の内容を、きちんと確認してい

かなければならないということですね。

教委事務局長

一番可能性が高いのは、就学援助の不認定だと思います。

酒井委員長

それでは議案第11号については、承認ということでもよろしいでしょうか。（異議なし）では承認ということをお願いします。

それでは、協議事項に入りたいと思います。3月定例会市議会教育委員会関係質問答弁について、質問等がありますでしょうか。

谷田委員

「小規模校転入制度」についてご質問があるのですが、1月に新聞で鳥取市の様子が掲載されていまして、本市でも活用の仕方がないのかと考えながら読んでいました。答弁を見ますと、「主に中山間地の自然に恵まれた地域において実施される制度であると認識しておりますので、小規模校であることだけをもって制度を導入するということについては、現時点では考えておりません。」とありますが、小規模校のメリットだけではこの制度は導入できないのでしょうか。

佐々木教育長

小規模校のデメリットもございます。鳥取市では谷間の村等が人口の減少により消滅していく危機もございます。そこにある学校を残していくということをお前提にして、自然の溢れるところに引っ越ししてきていただくということですが、本市の場合には、統合することによって町が消えてしまうという状況ではございません。小さい学校で少ない人数で見てもらいたいという気持ちもあるかと思いますが、少人数指導など様々な方策を取っているところです。

谷田委員

誠道小学校も小規模校を活かした学校づくりを展開していき、校区を越えて誠道小学校に入りたいという児童が出てきたときに「小規模校転入制度」があれば、場合によっては複式学級の解消につながることはないのかと思いま

した。

佐々木教育長

誠道小学校へ入学する児童は少なくなっていくので、15人を下回ると複式学級になってしまいます。校区を外して少人数の解消を図ることについて、私自身は賛成していませんが、校区審議会で「小規模校転入制度」が良いという判断になれば、改めて検討させていただきます。

現在境港市では、公共施設等総合管理計画の策定も進んでおります。境港市にとって公共施設等がどれくらい必要なのかを検討していく上で、学校も含めてその更新等に関する基本的な考え方を示したものです。

赤石委員

「小規模校転入制度」はメリットがあるから導入されるのでしょうか、例えばいじめ問題があつて別の学校に行きたいという場合には、そもそも転入が認められるのでしょうか。

佐々木教育長

いくつか条件がございますが、きちんと校区外の申請をしていただければ、学校を変わっていただくことは可能です。また、校区の再編について議会や誠道小学校を語る会でも質問がありましたが、これは様々な混乱が生じるのではないかと推測されます。

また、今回の議会で、検定前の教科書を閲覧した問題についての質問がありました。市内の該当教員に対して聞き取りを行いました。現金等は受け取っておらず、飲食の機会はあったものの、飲食代も自分で支払いをしたということでした。

谷田委員

違法性の認識がなかったということで、全国的に見ると、その人数の多さには驚きました。

酒井委員長

それでは、報告事項をお願いします。

学校教育課長、生涯学習課長 各報告

酒井委員長

以上で予定していた議題は終了しましたので、本日の定例委員会は閉会といたします。ごくろうさまでした。